

「総合資源エネルギー調査会  
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会  
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会  
洋上風力促進ワーキンググループ」  
「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」  
合同会議（第8回）

日時 令和3年8月6日（金）15：30～16：15

場所 オンライン開催

## 1. 開会

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

それでは、ただ今から「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ」および「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」の合同会議（第8回）を開催いたします。

皆さま、本日はご多用中のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。7月1日付で資源エネルギー庁新エネルギー課に風力政策室が設置されまして、室長を務めております石井でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、ご報告がございます。本年2月の合同会議まで経済産業省のワーキンググループの座長を務めていただいております牛山先生が、委員を退任されることになりました。新座長には山内委員に就任いただきまして、また新たに委員として東京大学の飯田誠特任准教授に就任いただいております。この点につきましては、総合資源エネルギー調査会運営規定第13条に基づきまして、洋上風力促進ネットワークワーキンググループの上位機関であります大量導入ネットワーク小委員会の山地委員長が指名することとなっております、事前にご指名いただいております。

それでは、山内座長から一言ごあいさつをいただきたいと思っております。山内先生、どうぞよろしく願いいたします。

○山内座長

ご紹介いただきました山内でございます。今回、このワーキンググループ座長ということで、よろしく願いいたします。

洋上風力につきましては、私が今更言うこともなく、次世代の再生可能エネルギーの本当の中核を担うものとして注目されているということでもあります。おととい、エネルギー基本計画の原案が完成したということにはなりました。今回の原案は一応、2030年のエネルギー

一構成比等が中心ということで、洋上風力はそれには間に合わないということでありますが、それを超えて 2050 年に向かって、先ほど言いましたように、再生可能エネルギーの中核ということでございます。このワーキングでは円滑に、そして効率的にこの整備が進むように議論を進めたいと思いますので、皆さんのご協力、どうぞよろしくお願いいたします。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

山内座長、どうもありがとうございました。

なお、飯田委員におかれましては、本日は欠席となっておりますので、次回、合同会議にてごあいさついただきたいと思います。

それでは、議事に入る前に、オンライン会議の運営に当たりまして、S k y p e で出席いただいている皆さまへ事務的に 3 点お願いがございます。

まず、1 点目でございますけれども、委員の皆さまには、回線の安定を保つため、ビデオは常時オフの状態にさせていただき、音声をミュート状態にさせていただきますようお願いいたします。

2 点目でございます。発言をご希望の際は、チャット機能を活用いただきまして、お名前、それから発言をご希望の旨、ご入力いただくようお願いいたします。その上で山内座長からご指名いただきますので、マイクをオンにさせていただき、ご発言をお願いいたします。

3 点目でございます。通信のトラブルが生じた際は、事前にお知らせしております事務局メールアドレスまでメールをお送りいただきますようお願いいたします。並行して事前にご連絡いただいた緊急連絡先に、こちらからご連絡をいたします。その他もし何かご不明点などございましたら、何なりとおっしゃっていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これからの議事進行については、経済産業省のワーキンググループおよび国土交通省の小委員会を代表して、山内座長に議事進行をお願いすることとします。山内座長、よろしくお願いいたします。

## 2. 議題

- (1) 促進区域指定ガイドラインにおける「有望な区域」の運用について
- (2) その他

○山内座長

よろしくお願いいたします。

それでは、合同会議を始めたいと思います。

本日の主題というのは、促進区域指定ガイドラインにおける「有望な区域」の運用についてということでありまして、これを議論していただくということでもあります。

まずは、事務局から本日の資料の確認をお願いいたします。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

本日の配布資料については、配布資料一覧にございますとおり、議事次第、それから委員名簿、資料1としまして、促進区域指定ガイドラインにおける「有望な区域」の運用について、また参考資料としまして、参考資料1「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」、それから参考資料2「洋上風力に関する政府の最近の動向」というものをご用意しております。ご確認をお願いいたします。

○山内座長

よろしいでしょうか。それでは、議事に入りたいと思いますが、今日の議事の内容は、資料1、促進区域指定ガイドラインにおける「有望な区域」の運用についてということでありますので、まずこの資料1を事務局からご説明いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

それでは、資料1に基づきましてご説明をさせていただきます。スクリーンのほうに資料1を投影いたします。

促進区域指定ガイドラインにおける「有望な区域」の運用についてということをございます。おめくりいただきまして1ページ目でございますけれども、本日は有望な区域の選定段階における系統確保要件の解釈についてございます。

1ページ目、(1)の背景でございます。「洋上風力産業ビジョン」、こちらは昨年末に出ささせていただいたものですが、この中で2030年までに1,000万キロワット、2040年までに浮体式も含めて3,000万キロワットから4,500万キロワットの案件を形成することを政府の導入目標としてございます。この目標の実現に向けまして、新規案件の創出とともに案件形成の加速化が重要と。

②番でございます。再エネ海域利用法で定める指定基準や手続きについて、その具体的な考え方については促進区域指定ガイドラインに書いておりますけれども、「早期に促進区域に指定できる見込みがあり、より具体的な検討を進めるべき区域」を「有望な区域」として整理してございます。有望な区域に選定された区域では、協議会を各地に設置しまして、促進区域の指定に向けた協議を開始することとしてございます。

さらに、そのガイドラインでは、有望な区域の要件としまして、区域指定の基準に基づいて促進区域に適していることが見込まれることとしてございます。具体的には、自然的条件ですとか設備出力の量、それから系統確保といった条件が挙げられてございます。他方で、系統確保に関しては、有望な区域として指定する段階から、促進区域の指定の基準に準じた厳格な運用が行われているのが実態でございます。

具体的に申し上げますと、④番でございますけれども、事業者等が電力会社との間で接続契約を締結している場合に加えまして、系統接続を確保する蓋然性が高い場合として、接続

契約を申し込み、受け付けられることで暫定的な系統容量を確保している場合ですとか、あとは電源接続案件募集プロセスにおいて、優先系統連携希望者が決定された場合という形で運用しているのが今の状況でございます。

続きまして、2ページ目をご覧ください。背景の続きでございます。⑤番でございます。促進区域指定ガイドラインの改訂案を今年の4月2日から5月1日まで意見募集を実施してございましたけれども、頂いたご意見に対する考え方を7月30日に公表したところでございます。この頂いたご意見の中には、促進区域指定ガイドラインにおける「有望な区域」の選定に関しまして、「系統が確保されていないことを理由に有望な区域に選定されていない」といったものがございまして、これについては「有望な区域の選定においては、ガイドラインに示す要件を満たしていることを条件として確認していく」というふうに回答してございます。

こういった点を踏まえまして、⑥番ですけれども、このガイドラインでは、促進区域の指定基準について系統確保に関する考え方が具体的に示されているものの、有望な区域について言いますと、その選定段階における要件、具体的には促進区域の指定基準に適していることが見込まれることとなっており、ここについては系統に関する考え方が具体的に示されていないといったような状態でございます。従いまして、有望な区域の選定段階における系統確保に関する一つの考え方を示す必要があるのではないかとというのが背景でございます。

(2)です。有望な区域の選定段階における系統確保要件の解釈の例ということで、案を示させていただきます。1つ目のポツですけれども、促進区域として指定を行う際に、指定基準への適合性の判断が行われることを鑑みますと、有望な区域の選定段階では、系統確保について一定程度的見通しがつくことをもって有望な区域への選定条件を満たすとは解釈してはどうかと。

2つ目のポツですけれども、さらに一定程度的見通しがつくことについては、各区域の状況を踏まえて個別に判断することを基本としつつ、例えば電源接続案件一括検討プロセスが適用される場合については、一括検討プロセスの募集が締め切られたこと、すなわち一般送配電事業者による接続検討が開始されたこととしてはどうかという案でございます。

具体的にフローチャートでお示ししたものが3ページ目でございますけれども、系統確保について一定程度的見通しがつくことの例でございます。事業者による電源接続案件一括検討プロセス、「一括検討プロセス」と呼びますけれども、これを通じた系統確保については、前回の合同会議の場で、再接続検討後、事業性を判断し、接続契約申し込みを行った時点について、系統接続を確保する蓋然性が高いタイミングとして整理いたしました。下のフローチャートでいうところの赤枠のところでございます。促進区域の指定基準に適合するというふうに判断されるタイミングでございます。

下のフローチャートを見ていただくと、一番左側から、個別の事業者が一般送配電事業者

に対して接続の検討を行い、それに対して一般送配電事業者からの回答がなされるというのが通常ですけれども、一括検討のところを見ていただきますと、①番でございますけれども、一般送配電事業者が一括検討の開始を行い、それに対して事業者が公募に対して応募し、2カ月程度経ったところで実際に応募が締め切られまして、それに対して一般送配電事業者のほうで接続検討を行い、接続検討の回答を行うというところが②番でございます。それに対して、事業者のほうから一般送配電事業者に対して負担可能上限額の申告といったものがなされ、さらに再接続の検討、再接続検討の回答というところに至り、赤枠のところでございますけれども、実際に接続契約申し込みという流れになっていきます。前回の合同会議の場では、この接続契約の申し込みに至ったところで、促進区域の指定基準に適合すると整理をしております。

今回、有望な区域の選定条件についての議論ですけれども、有望な区域の選定条件を満たすと判断されるタイミングについては、このフロー図の中でいいますと、①の一括検討開始と、それから橙色で囲っておりますけれども、接続検討の2つの時点が候補として考えられます。このうち①の一括検討開始の時点では、対象となる地域について、一般送配電事業者による系統増強の意向を確認したものと捉えることができます。ただ、一括検討プロセスは、風力以外の他の電源も含めて募集が行われるものですので、この時点ではまだ応募の受け付け前ということになります。対象の洋上風力の事業者が実際に申し込みを行うかどうか確定している状態ではないため、一定の目処がついたとは言い難いと考えております。

一方で、応募受け付けを開始した後、募集を締め切りまして接続検討が開始された場合には、原則として、その時に応募のあった電源全てが接続できる規模の工事計画を策定するということになります。そのため、対象の洋上風力の事業者の応募がありまして、一般送配電事業者に受け付けられて接続検討が開始されたことが確認できれば、その事業者の系統確保に向けたプロセスに一定のめどがついたと捉えることができるのではないかとこのものでございます。

従いまして、青枠の③番のところでございますけれども、事業者が一括検討プロセスに応募している場合には、一括検討プロセスの募集が締め切られたこと、すなわち一般送配電事業者による接続検討が開始されたことをもちまして、一定程度の見通しがついたものと解釈してはどうかというものでございます。

続きまして、4ページ目をご覧くださいと思いますけれども、こちらは前回の合同会議、2月17日の資料に基づくものですけれども、この時は国による系統確保スキームが適用される場合、その場合のフローチャートをお示ししております。

この場合ですと、下を見ていただきますと、国が一般送配電事業者に対して、左側の青いところでございますけれども、系統容量の事前調査を依頼し、事前相談、それから接続検討等を一般送配電事業者が行って国に対して回答すると。この時点で、橙色の枠のところでございますけれども、接続の蓋然性、接続費用の確認が取れば、この段階で有望な区域として系統のところの要件については満たすだろうと判断できると、前回、整理してございます。

続きまして、5 ページ目でございます。こちらは一括検討プロセスの概要でございます。先ほどフローチャートのところでご説明したものです。2月17日の資料をそのまま引用しておりますので、詳細な説明は割愛させていただきます。

これ以降6 ページ目、参考資料を付けております。参考資料の1つ目、7 ページ目でございますけれども、こちらは促進区域の指定基準の概要でございます。再エネ海域利用法8条の第1項の中で、促進区域の指定基準第1号から第6号を掲げております。こちらはご参考でございます。

続きまして、8 ページ目でございます。こちらは、促進区域指定ガイドラインに規定されております有望な区域の選定条件と、その手続きのところを抜粋したものでございます。8 ページ目、それから9 ページ目は促進区域の指定プロセスの概要、それから10 ページ目以降は促進区域指定ガイドラインを改訂したものでございますけれども、こちら前回のワーキングで使わせていただいた資料を抜粋して示させていただいております。

最後、13 ページ目については、先ほど申し上げましたガイドラインの改訂案に対するパブリックコメントについてのご意見の中から、系統についてのご意見を抜粋したものを示しております。

資料1につきましては、以上でございます。

#### ○山内座長

どうもありがとうございました。

それでは、今の内容について、これから質疑応答、あるいは議論の時間としたいと思えますけれども、まず今日、新たな委員になられた飯田委員がご欠席ということをお伝えいただきましたが、今回の説明内容については、飯田委員に事前にご説明をして意見を賜っているということですので、これをご紹介したいと思います。

まず、このご意見ですけれども、一括検討プロセスの対象電源は風力に限らないと思われるが、一括検討プロセスが行われる事案と個別に接続検討することになっている事案が現状では併存しているため、事案ごとで不公平感をもたらさないような配慮が必要であるということ。そして、最終的な系統接続に係る蓋然性の判断は、促進区域の指定基準に従って行われるために、有望な区域の段階での判断としては、今回示されている考え方が妥当ではないかと考えるということでございます。

これが飯田委員からのご意見でございますが、これにとらわれずといえますか、皆さんからご意見を伺いたいと思えます。

先ほど事務局からありましたように、ご発言ご希望の場合は、S k y p e のコメント欄でお名前、発言希望ということでご記入いただければと思います。

なお、委員の皆さんはビデオを常時オフにさせていただいておりますが、ご発言時以外は音声もミュートということにさせていただきたいと思えます。

それでは、いかがでございましょうか。どなたかご発言のご希望はいらっしゃいますか。

原田委員、どうぞご発言ください。

○原田委員

ありがとうございます。このような形で事業者、また関係者からのフィードバックを、制度の透明化でございますとか改善につなげていくという、今回のプロセスについては非常に良いプロセスだと思っております。その観点から申し上げますと、これは本日の会議のスコープではないということは理解しておるものの、いわゆるラウンド1のプロセスにおいて、さまざまな運用上の課題ですとか関係者からの要望が見えてきたのではないかと思っております。そういうことで、次回以降のラウンドに向けて必要な修正点でございますとか、改善点というものをきっちり話し合うような場をぜひ設けていただいて、制度を毎回毎回きちんと見直すというプロセスが必要なのかなと思っております。

一方で、今、ラウンド1の入札の精査をされているという理解ですけれども、この結果が出る前に今回のプロセス上の反省点ですとか改善点というのを議論するとなりますと、実際、ラウンド1に応募した方々に対して何か変なメッセージになってしまうのかもしれないという懸念もございますので、この検討のプロセスというのは適切なタイミングを見計らっていただきたいと考えております。

本件につきまして少しご質問ですけれども、基本的には有望な区域への選定条件として、接続検討時点ではなく、より早い応募の開始時点とするのは難しいのかということをお教えいただければと思います。

応募を開始した時点では、一般送配電事業者のほうで系統を確保・拡充するという明確な意思があるので応募を開始しているということだと思っておりますので、その時点で募集を締め切って接続検討の時点にならないと洋上風力の応募かどうか分からないという仕組みだというご説明は理解するものの、今回においてはあくまで有望地域でありまして、実際の促進地域に指定されるまでには、これがきっちり確定するということになるはずでございます。ですので、もちろん制度の透明性、公平性の観点で一定の基準というのは必要だと当然認識しておりますけれども、有望地域の指定は、これが遅れば、実際のプロジェクトが1年単位で遅れるという可能性もございますので、ある程度柔軟な運用という余地があり得るのかどうかということをお教えいただければと思います。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。事務局、何かコメントはございますか。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

原田先生、どうもありがとうございます。

一括検討プロセスの募集を開始した後に、事業者が応募したことを確認できれば、要は接続検討の前でも有望な区域として要件を満たすのではないかと理解いたしましたが、その点につきましては、国として事業者の動向を常に把握できているわけではないという点がありますので、どの事業者がいつ応募を行ったかということを一確認できる状況ではないために、応募の有無を客観的に特定できる時点として募集が締め切られた後の接続検討のタイミングとすることが妥当ではないかということで、この案を作らせていただいております。他方、国は、再エネ海域利用法に基づきまして事業者からも情報提供を頂いておりますので、事業者からの情報提供の中で確実に情報として把握できるのであれば、運用上は、今ご指摘いただいたような流れもあるのではないかと考えております。

○原田委員

ありがとうございます。そういうことでやっていただけるのであれば、これは繰り返すけれども、有望地域の募集や指定というのは常時行われているわけではございませんので、適切なタイミングというのを見計らって柔軟な運用を望むというところでございます。ありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございます。

原田委員の前半の言われたことも事務局と検討して、透明な制度の構築ということで検討したいと思っております。ありがとうございます。

他にいらっしゃいますでしょうか。

石原委員、どうぞご発言ください。

○石原委員

ご説明、ありがとうございます。系統確保について、今回、一定程度的見通しがつく例として明確に示されていて、3ページに示すように、従来に比べると有望区域の選定要件に関して、どの時点でどのように判断するかというのが事業者から意見が出され、それに対して従来に比べると、おおむねスライド3番から分かるように8カ月、場合によって、1年程度早く、こういった要望区域の申請を検討できるという点では非常に良かったと思っています。

系統確保に関しては、有望区域の申請に非常に関係ありますので、現在、国のほうでいくつかのことを検討されていて、今日は一括プロセスについてご説明していただきましたが、今後、国のほうで系統確保することとか、また実際、NEDOの方、まだまだ先だと思いますが、直流送電に関するコストの評価とか、そういったことも検討を開始しているのですが、2030年までに向けて今後どこかの時点でもう少し確度の高い将来の系統の確保、または系統の枠の拡大を検討されて示していただければ幸いです。



私の発言は以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

次の段階といいますか、その問題として受け止めさせていただこうと思います。ありがとうございます。

次に、大串委員、どうぞご発言ください。

○大串委員

ありがとうございます。今回の資料1の最後のページに意見募集ということで、ご意見を伺って回答をされるという試みが行われているのですけれども、1回聞かれて1回答えて終わりというようなコミュニケーションの仕方になっているようですので、ここをもう少し掘り下げて、今回や今後の案件で検討を行う可能性がある、議論の余地があるのかどうかについて、明瞭に回答していただけないか。特に風力発電は今後非常に短い時間で大量な案件をできるだけ醸成させていくということになっていますので、事業者の方からの不満とか不明点の解消に少しでも役に立つようなやり方で、こうした案件を回していただきたいと思います。

以上です。

○山内座長

ありがとうございました。

事務局、何かありますか。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

大串先生、どうもありがとうございます。どうしてもパブリックコメントの制度上、回答は1回ということになってしまうのですけれども、まさに先生ご指摘のように、国は数多くの案件をこれから組成していきながら、最初にお示したような導入目標というものを達成していく必要がございます。

従いまして、皆さま方のご理解は非常に重要になってきますので、今回のようにワーキンググループとの合同会議のような場で一つ一つ対応していくということを可能な範囲でやっていければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○山内座長

ありがとうございます。これについては、パブコメだから仕方ないので、まさに大串委員がおっしゃったようなことを今われわれはやっている、こういうふうと考えていただければと思います。

○大串委員

ありがとうございます。

○山内座長

どうもすいません。

他にいらっしゃいますか。

加藤先生、どうぞご発言ください。

○加藤委員

ありがとうございます。資料1の最後のページにある意見を改めて拝見すると、有望区域に選定しない理由として、系統が確保されていないことを挙げている海域も存在すると書いてあります。ということは、既に系統を確保されていないことが示されている場所があるということの意味すると思われまます。今回のガイドラインの改訂は後から議論するということになるのですけれども、今回このように改訂をした結果として、既に決まっていると言っている海域についてはどういう対応が行われることになるのでしょうか。つまり今回の改訂のフィードバックはどのように行われるのかについて教えていただけないでしょうか。

○山内座長

事務局、お願いします。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

まさに今回、資料1の中で皆さまにご確認をいただいております2ページ目の(2)有望な区域の選定段階における系統確保要件の解釈例、これについてご異論ないということであれば、今後の例えば有望な区域の選定プロセスにおいては、今回お示したような解釈に基づいて、これから有望区域について選定し、公表していくということになっていきます。

○加藤委員

すみません。それは、既に決まってしまったものは、今から変えるということにはならないということでしょうか。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

既に決まったものといいますと、今現在は、より厳しい解釈で行っておりまして、系統が接続できていないものについては有望な区域にできないというのが今の運用でございます。それが今回、解釈を明確にすることによりまして、今までは有望な区域にならなかったとこ

ろが、今後、系統の解釈を明確化したことによって有望な区域として選定されていくことになるというものでございます。

○加藤委員

私もそう理解しており、今後はそのように運用していけばいいと思うのですが、まだこれは実際には適用されていないとみなすべきなのでしょうか。さきほどの意見を見ると、既に系統が確保されていないことを挙げている海域も存在すると書いてあるので、既に厳しいほうで運用してしまったという実態があるのかと理解したのですが。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

厳しく解釈されているが故に有望な区域として選定されてこなかったところは、まだ準備段階の区域として位置付けられていることとなります。従いまして、準備段階に位置付けられている区域については、今回、解釈を明確化したことによって、中には有望な区域としてこれから選定されてくるところが出てくるということになります。

○加藤委員

なるほど。分かりました。ありがとうございます。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

ありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございます。よろしいですかね。

他いらっしゃいますか。

もし他にいらっしゃらないようでしたら、來生委員長からもご議論についてコメントを頂きたいと思いますが、いかがでございましょう。

○來生委員

來生でございます。妥当な判断だと私も他の委員と同じように考えます。促進区域そのものの決定ではなくて、その1段階前なので、一方で弾力性というものを確保して、事業者がさまざまな活動をしやすいようにするため非常に大事なことだと考えますし、接続検討が開始される具体的なタイミングというものが示されるということで、その効果というのが8カ月ぐらいですか、いろいろな検討がなされる前に、ある意味で明確になったということで、非常に意義のあることだと考えます。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

いかがでしょう。他の方のご発言、いらっしゃいますか。

よろしゅうございますか。

そういたしますと、何名かの方からいろいろご意見を頂きました。あるいはご質問を頂きましたけれども、おおむね皆さんの間ではご異論がないと判断できました。それから、今、來生先生からもご賛同のコメントを頂いたところでありますので、私といたしましては、本日議論がありました事務局から提案のあった有望な区域の選定段階における系統確保要件の解釈案は妥当であると考えますので、そのように取り扱わせていただこうと思います。

今後、経済産業省と、それから国土交通省におきましては、本日の議論を踏まえていただいて有望な区域の選定に係る今後のプロセスを進めていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事は以上でございますけれども、この先については事務局で進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

山内座長、どうもありがとうございました。

最後に、事務局から洋上風力に関する政府の最近の取り組み状況について、その一部を参考資料2でご説明したいと思います。参考資料2をご覧くださいと思います。

こちらは、今、投影されておりますけれども、7月30日に国土交通省と同時発表いたしました経済産業省のプレスリリースでございます。こちらは、「本事業の概要」にありますように、いわゆる日本版セントラル方式の確立に向けた実証事業というものを当省のほうで進めておりまして、これについて3海域を選定したという旨を公表させていただきました。

一番下でございますように、北海道岩宇及び南後志地区沖、それから山形県の酒田市沖、あと岩手県の洋野町沖という、この3海域を選定しまして、風況の調査ですとか、海底地盤、気象海象に関する調査、それから環境影響評価のうち、初期段階で事業者が共通して行う項目に関する調査、漁業実態調査というものを進めてまいります。

参考資料2の経済産業省のプレスリリースについては、以上でございます。

続きまして、国土交通省からよろしく願いいたします。

○大岡国土交通省港湾局海洋利用開発室長

引き続き、ご説明させていただきます。国土交通省港湾局海洋利用開発室長の大岡でございます。

2点ご紹介をさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、画面にありますとおり、「2050年カーボンニュートラル実現のための基地港湾のあり方に関する検討会」を現在開催しているところでございます。洋上風力産業ビジョンにおきまして、2040年に3,000万から4,500万キロワットを目指すという目標を立てました。この目標達成に向けましては、計画的に基地港湾の整備を進めていくことが必要であると考えているところでございます。

他方、整備に当たりましては、洋上風力発電設備が大型化しておりますので、この動向を見据えながら必要となる基地港湾の全国配置と各基地港湾の面積・地耐力を検討する必要があります。

また、今回新たに洋上風力発電が導入されるに当たりまして、この基地港湾を活用しました地域振興の実現のための具体的な方策も整理したいと考えているところでございます。

委員会におきましては、本洋上風力促進小委員会の委員長であります來生先生に座長を務めていただいているところでございます。1回目を5月18日、2回目を昨日、あと3回開きまして今年度内に取りまとめたいと考えているところでございます。

次、基地港湾秋田港を利用した洋上風力発電施設の工事の実施でございます。現在、国土交通省は4港、能代港、秋田港、鹿島港、北九州港を基地港湾として指定しております。そのうち秋田港につきましては令和2年度に整備が完了いたしまして、本年4月に東北地方整備局、秋田県、秋田洋上風力発電株式会社の間で賃貸借契約を締結しまして、現在、秋田港におきまして秋田港と能代港内のプロジェクトのための事業を実施しております。その写真が、こちらの4つでございます。33基の設備を造ることになっております。2022年末までの商業運転に向けて、今、建設を進めているところでございます。

以上でございます。

### 3. 閉会

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

どうもありがとうございました。

以上をもちまして本日の合同会議を閉会したいと思います。皆さま、本日はお忙しいところお時間をいただきまして、誠にありがとうございました。

○一同

どうもありがとうございました。